

令和8年4月24日
関東信越厚生局
関東運輸局

医療・介護分野と交通分野の連携を促進するため 関東信越厚生局と関東運輸局は連携協定を締結します

関東信越厚生局と関東運輸局は、関東地方における施策や取組の連携を強化し、地方公共団体の庁内連携も含めた地域における医療・介護分野と交通分野の連携を促進するため、連携協定を締結します。

記

1. 連携事項

- 地方公共団体や民間事業者等に対する情報発信
 - 支援制度などの関連施策
 - 地方公共団体の庁内連携等の好事例 等
 - 地方公共団体や民間事業者等に対する伴走支援・働きかけ
 - 両局間の定例会議による連携事業の企画立案・進捗確認
- ※別添の資料を参照

2. 協定締結式

- 日時 令和8年4月28日(火) 11時00分～11時30分(受付開始:10時50分)
- 場所 関東運輸局 会議室(横浜第二合同庁舎16階)
- 出席者 関東信越厚生局長 渡辺 真俊(わたなべ まさとし)
関東運輸局長 藤田 礼子(ふじた れいこ)

※本協定締結式は、報道関係者に限り公開で行います。別紙取材登録票により事前にお申し込みください。なお、同会場において質疑応答の時間を設けます。

【問い合わせ先】

関東運輸局 交通政策部 交通企画課 市野、池田

TEL:045-211-7209 Email:ktt-koutsuu@ki.mlit.go.jp

関東信越厚生局 健康福祉部 地域包括ケア推進課 吉田、太田

TEL:048-740-0793 Email:ktkousei164@mhlw.go.jp

【配布先】

関東運輸局記者会(ハイタク等専門紙)、物流専門紙、茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、群馬県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、都庁記者クラブ、横浜海事記者クラブ

「関東信越厚生局と関東運輸局の連携協定締結式」
に関する取材登録票

提出先：関東運輸局交通政策部交通企画課
担当 市野・池田 あて

Eメール ktt-koutsuu@ki.mlit.go.jp

FAX 045-201-8807

本協定式の取材について、令和8年4月27日(月)17時までに、以下の記載事項を記入の上、EメールまたはFAX送信をお願いいたします。

会社名	
掲載を予定する媒体名	
取材する方の所属	
取材する方の氏名	
取材する方と当日連絡 がとれる電話番号	
動画撮影の有無	あり／なし

※頂いた情報は本件の連絡以外には使用いたしません

別添資料

目的

- 大都市圏が広がる一方で中山間地域を有する関東地方においては、2040年にかけてさらに少子高齢化が進む中、地域の状況に合わせて地域包括ケアシステムを構築していくことが求められている。医療・介護サービスへのアクセスはもとより、生活面も含めて高齢者を支えていくことが課題となっており、**地域における移動手段の確保**に取り組むことが非常に重要となっている。
- 一方で、サービスの維持・確保に関しては、**医療・介護分野**においても、**交通分野**においても、**担い手不足など共通の課題**を有しており、**分野を横断した取組**により、移動に係る課題の解決に取り組むことが必要となっている。
- こうした中で、国土交通省の「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」においては12の関係府省が参画し、連携を図るとともに、令和6年10月には介護・福祉分野においては国土交通省と厚生労働省の連名通知が示されており、政府全体としても、福祉分野と交通分野の連携・協働を図ることとされている。
- また、政府としては、こうした背景から、**地域の輸送資源のフル活用**、共同化・協業化等を推進することで、「**交通空白**」等を解消し、持続可能な地域公共交通の実現を図るための「**地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案**」を国会に提出している。
- こうした背景を踏まえ、関東信越厚生局と関東運輸局の間で**連携協定を締結**し、取組の連携の一層の強化を図ることによって、**地方公共団体の庁内連携**も含めた地域における**医療・介護分野と交通分野の連携を促進**し、管内における地域社会の課題解決を図るものとする。

連携の概要

- ◆ **地方公共団体などの地域の関係者に対する情報発信(支援制度などの関連施策、地方公共団体の庁内連携などの好事例等)**
医療・介護分野と交通分野の説明会やセミナーの共同開催、地方公共団体の**医療・介護部局・交通部局の両部門への参加呼びかけ**
両局HPにおける特設ページの開設、相互リンク、**YouTube配信** 等
- ◆ **地方公共団体などの地域の関係者に対する伴走支援・働きかけ**
首長訪問、地方公共団体と事業者との橋渡し 等
- ◆ **両局間の定例会議による連携事業の企画立案・進捗確認**

地域包括ケアシステム構築のための移動手段確保の取組

- 関東信越厚生局管内の1都9県においては、2040年に75歳以上人口が17.7%(住民の約6人に1人)となり、一人暮らしの高齢者も増加すると同時に、生産年齢人口の減少が見込まれている。こうした中、地域の状況に合わせて、地域包括ケアシステムを構築・深化させていくことが求められている。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、医療・介護サービスの整備に加え、買い物などの生活面も含めて外出を支える移動手段の確保が不可欠である。高齢者の外出は、社会参加を促進し、心身の健康維持や介護予防にもつながることが認められており、こうした観点からも移動手段の確保は重要である。
- 特に、既存の公共交通機関による高齢者のニーズへの対応が難しい地域では、自治体を中心に、地域住民や関係団体等とも連携しながら、高齢者の移動支援に向けた取組を進めていく必要がある。
- 関東信越厚生局としても、地域包括ケアシステム構築における厚生労働省と自治体・地域の橋渡し役として、関係省庁と連携しながら、移動支援をテーマとした取組を行っている。

移動支援をテーマとした関東信越厚生局のこれまでの取組例

【関東運輸局等との連携による事例研究会の開催】

- ・関東運輸局等と連携し、「多様化する移動手段とこれからの移動・外出支援サービス」をテーマに、行政説明や有識者による講義、グループワークによる事例の共有を行う事例研究会を開催。

【関東運輸局や管内自治体との連携によるセミナーの開催】

- ・関東運輸局や管内自治体と連携し、「地域を動かす、未来の足。」をテーマに、行政説明や埼玉県富士見市における住民主体の移動支援の取組を紹介するセミナーを開催。

地域づくり加速化事業ブロック別研修

関東信越厚生局

令和7年度第4回地域包括ケア応援セミナー



地域を動かす、未来の足。

ボランティアによる移動支援（サービス・活動A）

開催日時

令和8年 2月3日 火

参加費無料

13:30~16:00 (13:00~入室)

定員

300名

開催方法

オンライン (zoom)

対象

自治体職員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、介護事業者、ケアマネジャー、ボランティア活動に関心のある方 等

2040年に向けて85歳以上人口が増え、地域の担手が減少する見込みの中、多くの自治体で高齢者の移動手段の確保も重要な地域課題となっています。高齢者の一人暮らしは増加しており、身近に送迎を頼める人がいない、もしくはバス路線の削減、バス停までの道のりの歩行が困難など、高齢者は外出が不便な地域でも生活しており、移動を制限されている場合があります。

既存の公共交通機関による高齢者のニーズへの対応が難しい地域では、自治体および住民が高齢者の移動手段の確保を検討していく必要があります。地域の移動手段の確保課題を深く掘下げ、地域の実情に合った移動支援政策および事業が求められています。

本セミナーは、昨年度地域づくり加速化事業にて支援した埼玉県富士見市のボランティア活動支援（サービス・活動A）の事例をもとに高齢者の移動支援を考え、地域主体の取り組みの促進を後押しする目的で開催します。

プログラム

<第一部>

行政説明①「高齢者の移動手段を確保するための制度について」

関東運輸局

行政説明②「介護予防・日常生活支援総合事業と移動支援について」

関東信越厚生局

講演：令和6年度地域づくり加速化事業（成果事例発表）「水谷東地域における住民主体の移動支援・生活支援」

埼玉県富士見市

<第二部>

基調講演：①令和6年度富士見市地域づくり加速化事業の振り返り

②「グリーンスローモビリティを活用した住民主体の移動支援（千葉県松戸市）」

松戸市高齢者支援課（課長補佐） 菊池 一氏

動画説明：富士見市の移動支援の紹介

埼玉県富士見市、菊池 一氏、厚生労働省、関東信越厚生局

- 人口減少や高齢化による免許返納が進展。買物、医療、教育など様々な日常サービスを支える地域交通の役割はますます高まる一方、地域鉄道・路線バスの運転者の不足、減便や廃止により、地域交通は危機的な状況
- 日本版・公共ライドシェア等の新しい移動手段のほか、鉄道・バス・タクシー・デマンド交通等あらゆる移動手段を総動員しながら、「交通空白」を解消していく必要

国土交通省「交通空白」解消本部（本部長：国土交通大臣）



- ① 「地域の足対策」と「観光の足対策」
- ② 「日本版ライドシェア」や「公共ライドシェア」のバージョンアップと全国普及

R6. 7.17	第1回本部	R7. 2.25	第3回幹事会
R6. 8. 7	第1回幹事会	R7. 4.24	第4回幹事会
R6. 9. 4	第2回本部	R7. 5.30	第4回本部
R6.10.30	第2回幹事会	R7. 9.10	第5回幹事会
R6.12.11	第3回本部	R7.12.19	第5回本部

ローカル鉄道	バス
乗用タクシー	日本版RS
公共RS	乗合タクシー
AIオンデマンド	許可・登録を要しない輸送

高市内閣総理大臣 施政方針演説（R8.2.20抜粋）



（八）地域未来戦略
 地域交通や物流を維持するため、中継輸送やDXの推進、多様な主体による協業を促す枠組みの創設を通じ、交通空白やドライバーなどの担い手不足の課題解消に取り組みます。

「交通空白」解消に向けた取組方針2025（概要）※骨太の方針2025にも本施策を位置づけ

目今の「交通空白」への対応

地域の足 約2,000地区	実施中 548地区 準備中 854地区 検討中 655地区	観光の足 約460地点	早急に要対策 252地点 要対策 210地点
-------------------------	--	-----------------------	---------------------------------

集中対策期間（R7～9）後

リストアップされたすべての地区・地点で
「交通空白」解消に目途

「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくり

集中対策期間後も見据え、自治体等における体制構築を推進

体制構築基本目標

3か年で300市町村
都道府県ごとにモデル地域を創出

共同化目標

3か年で100件

都道府県目標

3か年で47都道府県

※ 未然防止が必要な地区（要モニタリング地域の足1,632地区・観光の足146地点）にも先手先手で対応

国による総合的な後押し

地方運輸局等による 首長訪問・事業者との橋渡し・伴走支援

地方運輸局等により、首長等への直接訪問や自治体担当者との事務打合せ、交通事業者等との橋渡し・調整、都道府県と連携した説明会の開催等を実施



首長への訪問
(熊本県人吉市)



事業者への働きかけ
(山口県タクシー協会)

制度・事例等に係る情報・知見の提供

自治体業務の補完・省力化を推進し、「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくりを支援するため、ガイダンスやポータルサイト、カタログ等の支援ツールを提供



MOBILITY UPDATE PORTAL
(実務者向け支援ツール)



国土交通大学校での研修
(データやGISの活用等の研修)

実証・実装等に向けた十分な財政支援

予算面や体制構築(広域調整、担い手づくり等)を必要とする取組に対して、各種支援メニューにより、「交通空白」解消に向けた取組の実装や持続可能な体制づくりを後押し



スクールバスへの地域住民の混乗に係る実証事業(京都府京田辺市)



複数施設での共同送迎システムによる運行実証事業(岡山県玉野市)

「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム（R8.2.13：1,409会員）

第1回プラットフォーム発足 (R6.11.25)

第2回プラットフォーム (R7.3.19)

さらなる官民の取組 実装に向けて

パイロット・プロジェクトの展開 (5分野30プロジェクト)



発足時の総会に計500名超が参加



平井鳥取県知事ほか各界からの講演



カタログによるマッチング支援



パートナー企業からのご発表



新たな制度的枠組みの構築

共同化・協業化、自治体の体制強化、観光の足とのハイブリッド化等

バス協調・共創プラットフォームひろしま



・広島市とバス事業者8社で、協調・共創プラットフォーム（一般社団法人化）を立ち上げ、共同運営システムを構築
 データを活用した企画立案・システムや車両の共有等を実施

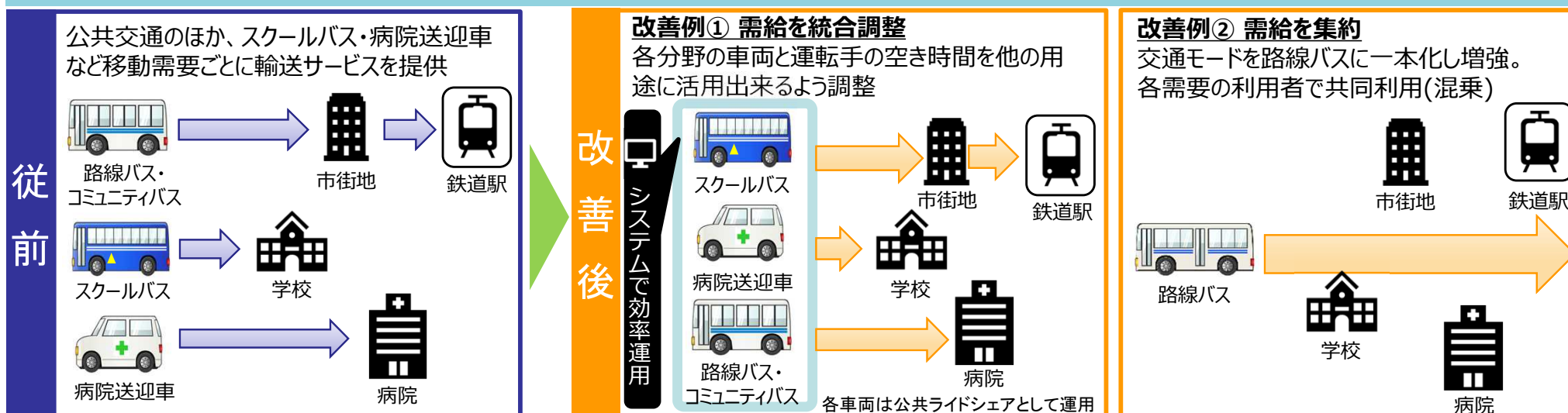
能登地域における広域連携のイメージ



・奥能登2市2町で広域で共通のAIオンデマンド交通の導入
 ・広域運営体制を構築することにより、圧倒的な担い手不足に対応

- 人口減少・高齢化に伴い、**公共交通の担い手不足による供給制約**が強まる一方、医療・福祉・教育・買物等生活に不可欠な分野のサービスの持続性確保のため、**病院・学校等の統合・集約**が急速に進展し、**移動需要は増大**。
- 移動手段を確保して地域の暮らしを安定させるため、**交通とこれら分野の連携の一層の強化**が急務。
- **データ活用等によりこれら分野に係る移動の需給を集約化・統合調整**し、あらゆる**地域輸送資源**（交通事業者に加え、これら施設が保有する施設送迎に係る人員・車両等）の**フル活用**を推進。

「地域輸送資源のフル活用」のイメージ



「地域輸送資源のフル活用」を進めるための支援措置

○ 新たな制度的枠組みの構築

交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会「とりまとめ」(R7.12.26)

『バス・タクシー・公共ライドシェアに係る「交通空白」等について、**地域の輸送資源をフル活用**して解消するため、運転者等の担い手や車両等に関して、地方公共団体が主体性を発揮して**交通事業者間や施設送迎サービスの提供者等から協力を得る等**、地域の関係者が連携してその実情に応じた適切な形態による**運送サービスの提供を図る事業**を、**地域交通法の地域公共交通特定事業として新たに創設**し、手続の特例、事業の計画的な実施義務を措置するなど制度的な対応を講じる』

○ 先進的プロジェクト等に対する支援

- ・ 「交通空白」解消パイロット・プロジェクト
- ・ 地域交通DX「COMmmONS」



⇒**先進的なプロジェクト等に対し、** **COMmmONS**
国の積極的な関与により実現を後押し

本省
において

厚生労働省・文部科学省・スポーツ庁等と連携し、取組や課題を共有しつつ、政府全体から現場まで**各階層にわたる他分野連携**を促進。

運輸局
において

自治体の庁内連携も含めた地域における**他分野連携を促進**し、**好事例となる事業の創出**により地域の困りごとの解決に向けて伴走支援。